

高崎市開発審査会 包括承認基準6（用途変更Ⅱ）

現 行			改 正		
基準6 用途変更Ⅱ			基準6 用途変更Ⅱ		
1 開発許可等により建築されたものが15年間適法に使用された場合で、次のいずれかによる用途変更であること。			1 開発許可等により建築されたものが15年間適法に使用された場合で、次のいずれかによる用途変更であること。		
(1) 店舗及び店舗併用住宅	————	一般住宅	(1) 店舗及び店舗併用住宅	————	一般住宅
(2) 開発許可を受けた専用住宅	————	一般住宅	(2) 開発許可を受けた専用住宅	————	一般住宅
(3) 線引き後の農家住宅	————	一般住宅	(3) 線引き後の農家住宅	————	一般住宅
2 用途変更を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。			2 用途変更を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。		
			(注) 一般住宅とは属人性のない住宅（分譲住宅は除く）である。		